

平成 30 年 9 月 6 日  
室蘭地方気象台

## 「平成 30 年北海道胆振東部地震」に伴う

### 大雨警報・注意報発表基準の暫定的な運用について（第 2 報）

「平成 30 年北海道胆振東部地震」に伴う大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）の暫定的な運用を、入電した震度データに基づき変更します。

「平成 30 年北海道胆振東部地震」に伴う、室蘭地方気象台が発表する大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）の暫定的な運用のうち、震度データが入電していなかった地点については、推計震度分布に基づき暫定基準を設定していました。

これらの地点のうち、震度データが入電したことから、これに基づき、通常基準の 8 割の暫定基準を設けた日高町門別、平取町について、通常基準の 7 割の暫定基準に変更します。

これにより、この地震に伴う大雨警報・注意報の発表基準の暫定的な運用は、次のとおりとなります。

#### 通常基準の 7 割の暫定基準を設ける町（震度 6 弱以上）

安平町、厚真町、むかわ町、日高町門別、平取町

#### 通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町（震度 5 強）

苫小牧市、新ひだか町、新冠町

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

※土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#b>

問合せ先：室蘭地方気象台 土砂災害気象官 木立

電話 0143-22-4249（内線 35） FAX 0143-22-2601

別紙

発表基準を暫定的に変更する市町

